

公益社団法人日本理学療法士協会 障がい者団体助成事業実施要綱

【趣旨】

本会は、「協会の理念」に基づき、国民が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するため、障がい者団体助成事業を設けている。支援を必要とする国民が互いを理解し、支え合うことを目的とした事業を対象として公募し、以下要綱に準じて決定する。

1. 助成対象

- 1) 助成の対象となる団体は、上記の趣旨に合致する事業を行う団体であって、その事業を確実に遂行できる見込みがある団体とする。なお、その要件は下記のとおりである。
 - (1) 助成の対象となる団体は、当事者（障がい者とその家族）団体、並びに障がい者とその家族の支援を行う団体とする。
 - (2) 「当事者団体」とは、障がい者本人及びその家族が会員もしくは役員の過半数以上を占める団体とする。
 - (3) 「障害」の概念は、世界保健機関が示した範囲（ICF）を意味する。
- 2) 助成の対象となる事業は、日本国内における障がい者（児）とその家族を支援する活動であり、リハビリテーションの発展に寄与する事業であること。
- 3) 助成採択要件
助成対象事業は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 活動を行う団体が、住所及び活動の本拠を国内に有していること。
 - (2) 営利を目的としていないこと。
 - (3) 活動の主たる部分を外部委託していないこと。
 - (4) 第三者に資金交付することを目的としていないこと。
 - (5) 一団体が本助成を受けることの出来る回数は通算3回（3年）までとする。

2. 助成内容

- 1) 助成金額
 - (1) 1団体あたりの助成金額は、その上限を20万円とする。
 - (2) 助成対象事業を実施するために必要と認められる経費について助成するものとする。

2) 助成期間

- (1) 助成期間は基本的に単年度限りとする。
- (2) 助成対象となる事業実施期間は、5月1日から翌年2月末日までとし、年度末を期日とした報告書の提出を求める。

3. 助成手順

1) 助成の申請

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体は、助成交付申請書（様式第1号）・団体概況書（様式第1号付表1）・事業計画書（様式第1号付表2）・要望額調書（収支予算書）（様式第2号）を添付し、本会が定める期日までに申し出る。

2) 助成団体の決定と通知

- (1) 前項の申請があった助成の可否は、本会内に設置した選考委員会が選考する。
- (2) 選考結果は、採否に関わらず決定後速やかに各申請団体に通知する。

3) 助成金額の決定

- (1) 本会は申請された要望額の内容を精査し、助成金額を決定する。その結果を担当役員が理事会に報告する。

4) 助成金の請求

- (1) 助成金額の決定を受けた団体は、助成金払請求書（様式第3号）を本会の定める期日までに本会へ提出する。

4. 助成の交付に付帯する条件

1) 予定の変更

- (1) 助成事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、本会会長（以下、会長という）の承認を得るものとする。
- (2) 対象となった助成事業の申請内容の変更が生じる場合、助成対象事業が予定期間内に完了しない、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに本会へ申し出なければならない。

2) 助成金交付決定の取消

- 会長は、本助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2)助成金を他の用途に使用したとき。
- (3)その他、この要綱に違反したとき。

3) 助成金の返還

- (1)助成を受けた団体は、前項により助成金の交付決定を取消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、会長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。
- (2)助成を受けた団体は、予定の変更等により事業実施後に繰越金があった場合には、助成金以外の資金（自己資金等）によるものを除いて、会長の命ずるところにより助成金の残額を返還しなければならない。

- 4) 助成を受けた団体は、本会が助成対象事業の取材等を希望した場合は、可能な範囲で協力するものとする。

5) 実績報告

- (1)助成を受けた団体は、事業完了年度中に助成事業実績報告書(様式第5号)を本会へ提出しなければならない。
- (2)助成対象事業実績を報告する際、成果物、新聞等に掲載があった場合はその写し等を参考書類として提出するものとする。
- (3)成果物、備品等には本助成金を受けている旨を表示しなければならない。

5. 補足

- 1) この要綱に定めのない事項については、会長が定める。
- 2) 要綱に定められた内容の変更については、事務局による。

(令和5年12月13日改定)

(令和6年11月11日改定)